

西条市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

第2回 西条市使用料等審議会

～持続可能な下水道事業を目指して～

3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを



6 安全な水とトイレ
を世界中に



13 気候変動に
具体的な対策を



10 人や国の不平等
をなくそう



14 海の豊かさを
守ろう



下水道使用料の現状について



西条市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



1. H30年度開催の使用料等審議会の答申概要

- (1) 西条処理区のみ改定
- (2) 使用料改定率は10%程度
- (3) 3年程度を基本として定期的な見直しを行い、改定率の平準化を図り、早期の統一を図る

2. H31年度の使用料改定による結果

(税抜)

区 分	指 標	H30年度	R2年度	増 減	R2東丹処理区	東丹との差 (=西条－東丹)
西条処理区	20m ³ /月あたり	1,230 円	1,320 円	90 円	1,700 円	▲380 円
	使用料単価	63.0 円	69.5 円	6.6 円	101.9 円	▲32.4 円
全 体	経費回収率	47.09 %	48.67 %	1.58 %	—	—

下水道使用料の現状について



西条市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



3. 西条処理区・東丹処理区の比較【使用料体系と単価】

(1) 使用料体系

単位：円

種別	区分	水量	西条処理区	東丹処理区
一般汚水 (従量制)	基本使用料	0 ～ 5m ³	320	800
		6 ～ 10m ³		
	超過使用料 (1m ³ につき)	6 ～ 10m ³	64	90
		11 ～ 20m ³	68	
		21 ～ 30m ³	73	
		31 ～ 50m ³	78	
		51 ～ 100m ³	85	
		101m ³ ～	91	
湯屋汚水 (従量制)	基本使用料	0 ～ 5m ³	320	800
		6 ～ 10m ³		
	超過使用料 (1m ³ につき)	6 ～ 10m ³	64	90
		11 ～ 20m ³	68	
		21 ～ 30m ³	73	
		31m ³ ～	27	
				30

下水道使用料の現状について

3. 西条処理区・東丹処理区の比較【認定水量（地下水世帯）】

(1) 認定水量表（1人あたりの水量）

処 理 区	使 用 形 態	1 ～ 3人目	4人目 ～
西条処理区	地下水のみ	10 m ³	7 m ³
	水道と地下水併用	5 m ³	3 m ³
東丹処理区	地下水のみ	8 m ³	4 m ³
	水道と地下水併用	4 m ³	2 m ³

下水道使用料の現状について



西条市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



(2) 認定水量世帯の使用料比較表(1か月あたり) 単位：円(税抜)

世帯人員	西条処理区 ①		東丹処理区 ②		差 引 ① - ②	
	認定水量	使用料	認定水量	使用料	認定水量	使用料
1人	10 m ³	640	8 m ³	800	2 m ³	▲160
2人	20 m ³	1,320	16 m ³	1,340	4 m ³	▲20
3人	30 m ³	2,050	24 m ³	2,100	6 m ³	▲50
4人	37 m ³	2,596	28 m ³	2,500	9 m ³	96
5人	44 m ³	3,142	32 m ³	2,930	12 m ³	212
6人	51 m ³	3,695	36 m ³	3,390	15 m ³	305
7人	58 m ³	4,290	40 m ³	3,850	18 m ³	440

▲部分は、西条処理区が安い

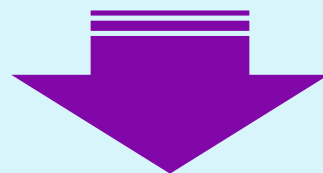
下水道使用料の現状について

3. 西条処理区・東丹処理区の比較【算定方法別の世帯構成】

(1) 算定方法別 世帯構成の状況

R3年3月31日現在

処理区	項 目	量水器設置	認定水量	併 用	合 計
西条処理区	件 数	5,315 件	17,477 件	102 件	22,894 件
	割 合	23.22 %	76.34 %	0.44 %	100 %
東丹処理区	件 数	4,010 件	1,397 件	88 件	5,495 件
	割 合	72.98 %	25.42 %	1.60 %	100 %



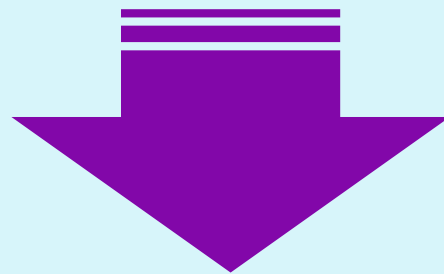
西条処理区の7割以上が認定水量（地下水）世帯
東丹処理区の7割以上が実際の使用水量（水道）世帯

下水道使用料の現状について



4 使用料統一に向けた課題点

- (1) 西条処理区と東丹処理区において 「基本水量」 が異なっている
- (2) 地下水世帯における 「認定水量」 が異なっている
- (3) 使用料体系表において 「単価」 が異なっている



統一するためには使用料単価はもとより、まず使用料体系の基礎である西条処理区と東丹処理区の基本水量、認定水量を同じにする必要がある！

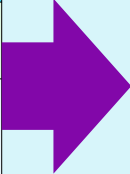
課題解決に向けた改定案 【(1)基本水量 編】

1. 基本水量及び認定水量（地下水世帯）の統一

(1) 基本水量の統一 案

【案 1】 東予丹原処理区の基本水量へ統一する場合

(使用料単価：R2年度を採用)

	現 行 水 量	使用料		改 定 案 水 量	改 定 案 使 用 料
西条	基本使用料 0m ³ ~5m ³	320 円		<u>基本使用料 0m³~10m³</u>	640 円
	超過使用料 6m ³ ~10m ³ (1m ³ につき)	64 円			
東丹	<u>基本使用料 0m³~10m³</u>	800 円		基本使用料 0m ³ ~10m ³	800 円

〔良い点〕

- 使用料の市内統一に向け 基本水量の統一が図られる
- 収益の増加（年間約 500万円の増収）による経営の改善

〔悪い点〕

- 西条処理区の基本使用料のみの世帯が負担増（月額320円増額）

課題解決に向けた改定案 【(1)基本水量 編】



西条市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



【案2】西条処理区の基本水量へ統一する場合

(使用料単価：R2年度を採用)

	現行水量	使用料		改定案水量	改定案使用料
西条	基本使用料 0m ³ ~5m ³	320 円		基本使用料 0m ³ ~5m ³	320 円
	超過使用料 6m ³ ~10m ³ (1m ³ につき)	64 円		超過使用料 6m ³ ~10m ³ (1m ³ につき)	64 円
東丹	基本使用料 0m ³ ~10m ³	800 円	➡	基本使用料 0m ³ ~5m ³	400 円
				超過使用料 6m ³ ~10m ³ (1m ³ につき)	80 円

〔良い点〕

- 使用料の市内統一に向け 基本水量の統一が図られる
- 東丹処理区の基本使用料のみの世帯が負担減（月額400円減額）

〔悪い点〕

- 収益の減少（年間 約500万円の減収）による経営の悪化

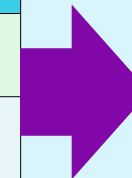
課題解決に向けた改定案【(2) 認定水量 編】

1. 基本水量及び認定水量（地下水世帯）の統一

(2) 認定水量（地下水）の統一 案

【案 1】 東予丹原処理区の認定水量へ統一する場合

	使用形態	1～3人目	4人目～
西条	地下水のみ	10 m ³	7 m ³
	水道と地下水 併用	5 m ³	3 m ³
東丹	地下水のみ	8 m ³	4 m ³
	水道と地下水 併用	4 m ³	2 m ³



1～3人目	4人目～
8 m ³	4 m ³
4 m ³	2 m ³
8 m ³	4 m ³
4 m ³	2 m ³

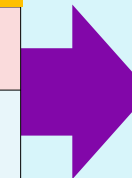
- 〔良い点〕
- 使用料の市内統一に向け 認定水量（地下水世帯）の統一が図られる
 - 西条処理区の地下水使用世帯が負担減

- 〔悪い点〕
- 収益の減少（年間 約7,000万円の減収）による経営の悪化

課題解決に向けた改定案【(2) 認定水量 編】

【案2】西条処理区の認定水量へ統一する場合

	使用形態	1～3人目	4人目～
西条	地下水のみ	10 m ³	7 m ³
	水道と地下水 併用	5 m ³	3 m ³
東丹	地下水のみ	8 m ³	4 m ³
	水道と地下水 併用	4 m ³	2 m ³



1～3人目	4人目～
10 m ³	7 m ³
5 m ³	3 m ³
10 m ³	7 m ³
5 m ³	3 m ³

- 〔良い点〕
- 使用料の市内統一に向け 認定水量（地下水世帯）の統一が図られる
 - 収益の増加（年間 約100万円の増収）による経営の改善
- 〔悪い点〕
- 東丹処理区の地下水使用世帯が負担増

課題解決に向けた改定案【基本水量・認定水量 編】



1. 基本水量および認定水量（地下水世帯）の統一

(1) 総合評価

水量区分	統一方法	市内統一	経営改善	西条世帯の負担減少	H30答申 (東丹改定なし)	総 合
基本水量	案1 東丹処理区へ統一	○	○	×	○	◎
	案2 西条処理区へ統一	○	×	×	×	
認定水量	案1 東丹処理区へ統一	○	×	○	○	◎
	案2 西条処理区に統一	○	○	×	×	

〔基本水量〕 ● 案1 東丹処理区の基本水量に統一（○：3 個）

〔認定水量〕 ● 案1 東丹処理区の認定水量に統一（○：3 個）

課題解決に向けた改定案【(3)使用料単価 編】



1. 使用料改定案（西条処理区の使用料の改定）

〔使用料単価の改定条件〕

R10年度を目途に段階的に使用料単価を東予・丹原処理区の使用料体系に統一（H27・H30年度の答申により）

- 《改定案①》 水量区分ごとの単価を均等に改定
- 《改定案②》 水量区分ごとの使用料改定率を均等に改定
- 《改定案③》 収益の減少を避けるため使用料単価を調整

さらに上記の改定案①～③に 下の条件（水量統一）を加えシミュレーション

- 【条件1】 R10年度に基本水量、認定水量を統一
- 【条件2】 R4年度に基本水量を統一、段階的に認定水量を統一
- 【条件3】 R4年度に基本水量、認定水量を統一

課題解決に向けた改定案【(3)使用料単価 編】



西条市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



1. 改定案①-1 (水量区分ごとの単価を均等に改定)

【条件 1】基本水量：R10年度 統一
認定水量：R10年度 統一

I 下水道使用料表 (1 か月分)

※「R7」「R10」のそれぞれの数値は、あくまで参考値です。単位：円 (税抜)

種別	水 量	現 行		改 定 案 ①-1								
				R4			R7			R10 (基本水量 統一)		
		東丹	西条	西条	東丹との 差額	R3との 差額	西条	東丹との 差額	R4との 差額	西条	東丹との 差額	R7との 差額
一般	0 ~ 5m ³	基本800	基本320	基本347	▲108	27	基本374	▲56	27	基本800	0	56
	6 ~ 10m ³		64	69		5	74		5			
	11 ~ 20m ³	90	68	75	▲15	7	82	▲8	7	90	0	8
	21 ~ 30m ³	100	73	82	▲18	9	91	▲9	9	100	0	9
	31 ~ 50m ³	115	78	90	▲25	12	102	▲13	12	115	0	13
	51 ~ 100m ³	135	85	102	▲33	17	119	▲16	17	135	0	16
	101m ³ ~	155	91	112	▲43	21	133	▲22	21	155	0	22
湯屋	0 ~ 5m ³	基本800	320	基本347	▲108	27	基本374	▲56	27	基本800	0	56
	6 ~ 10m ³		64	69		5	74		5			
	11 ~ 20m ³	90	68	75	▲15	7	82	▲8	7	90	0	8
	21 ~ 30m ³	100	73	82	▲18	9	91	▲9	9	100	0	9
	31m ³ ~	30	27	28	▲2	1	29	▲1	1	30	0	1

課題解決に向けた改定案【(3)使用料単価 編】



1. 改定案①-1（水量区分ごとの単価を均等に改定）

【条件 1】基本水量：R10年度 統一
認定水量：R10年度 統一

※「R7」「R10」のそれぞれの数値は、あくまで参考値です。

Ⅱ 認定水量表（改定案①-1 下水道使用料表により算出）

単位：円（税抜）

世帯 人員	現 行				改 定 案 ①-1									
	東丹		西条		R4			R7			R10（認定水量 統一）			
	認定 水量	使用料	認定 水量	使用料	西条	東丹との 差額	R3との 差額	西条	東丹との 差額	R4との 差額	認定 水量	西条	東丹との 差額	R7との 差額
1人	8 m ³	800	10 m ³	640	692	▲108	52	744	▲56	52	8 m ³	800	0	56
2人	16 m ³	1,340	20 m ³	1,320	1,442	102	122	1,564	224	122	16 m ³	1,340	0	▲224
3人	24 m ³	2,100	30 m ³	2,050	2,262	162	212	2,474	374	212	24 m ³	2,100	0	▲374
4人	28 m ³	2,500	37 m ³	2,596	2,892	392	296	3,188	688	296	28 m ³	2,500	0	▲688
5人	32 m ³	2,930	44 m ³	3,142	3,522	592	380	3,902	972	380	32 m ³	2,930	0	▲972
6人	36 m ³	3,390	51 m ³	3,695	4,164	774	469	4,633	1,243	469	36 m ³	3,390	0	▲1,243
7人	40 m ³	3,850	58 m ³	4,290	4,878	1,028	588	5,466	1,616	588	40 m ³	3,850	0	▲1,616

課題解決に向けた改定案【(3)使用料単価 編】



1. 改定案①-2（水量区分ごとの単価を均等に改定）

【条件 2】基本水量：R4年度 統一
 認定水量：段階的にR7年度統一

I 下水道使用料表（1 か月分） ※「R7」「R10」のそれぞれの数値は、あくまで参考値です。 単位：円（税抜）

種別	水 量	現 行		改 定 案 ①-2								
				R4（基本水量 統一）			R7			R10（使用料 統一）		
		東丹	西条	西条	東丹との 差額	R3との 差額	西条	東丹との 差額	R4との 差額	西条	東丹との 差額	R7との 差額
一般	0 ～ 5m ³	基本800	基本320	基本693	▲107	53	基本746	▲54	53	基本800	0	54
	6 ～ 10m ³		64									
	11 ～ 20m ³	90	68	75	▲15	7	82	▲8	7	90	0	8
	21 ～ 30m ³	100	73	82	▲18	9	91	▲9	9	100	0	9
	31 ～ 50m ³	115	78	90	▲25	12	102	▲13	12	115	0	13
	51 ～ 100m ³	135	85	102	▲33	17	119	▲16	17	135	0	16
	101m ³ ～	155	91	112	▲43	21	133	▲22	21	155	0	22
湯屋	0 ～ 5m ³	基本800	320	基本693	▲107	53	基本746	▲54	53	基本800	0	54
	6 ～ 10m ³		64									
	11 ～ 20m ³	90	68	75	▲15	7	82	▲8	7	90	0	8
	21 ～ 30m ³	100	73	82	▲18	9	91	▲9	9	100	0	9
	31m ³ ～	30	27	28	▲2	1	29	▲1	1	30	0	1

課題解決に向けた改定案【(3)使用料単価 編】



1. 改定案①-2（水量区分ごとの単価を均等に改定）

【条件2】基本水量：R4年度 統一

認定水量：段階的にR7年度統一

※「R7」「R10」のそれぞれの数値は、あくまで参考値です。

II 認定水量表（改定案①-2 下水道使用料表により算出）

単位：円（税抜）

世帯人員	現 行				改 定 案 ①-2										
	東丹		西条		R4 (1～3人：9m³、4人～：6m³)				R7（認定水量 統一） (1～3人：8m³、4人～：4m³)				R10（使用料 統一）		
	認定水量	使用料	認定水量	使用料	認定水量	西条	東丹との差額	R3との差額	認定水量	西条	東丹との差額	R4との差額	西条	東丹との差額	R7との差額
1人	8 m³	800	10 m³	640	9 m³	693	▲107	53	8 m³	746	▲54	53	800	0	54
2人	16 m³	1,340	20 m³	1,320	18 m³	1,293	▲47	▲27	16 m³	1,238	▲102	▲55	1,340	0	102
3人	24 m³	2,100	30 m³	2,050	27 m³	2,017	▲83	▲33	24 m³	1,930	▲170	▲87	2,100	0	170
4人	28 m³	2,500	37 m³	2,596	33 m³	2,533	33	▲63	28 m³	2,294	▲206	▲239	2,500	0	206
5人	32 m³	2,930	44 m³	3,142	39 m³	3,073	143	▲69	32 m³	2,680	▲250	▲393	2,930	0	250
6人	36 m³	3,390	51 m³	3,695	45 m³	3,613	223	▲82	36 m³	3,088	▲302	▲525	3,390	0	302
7人	40 m³	3,850	58 m³	4,290	51 m³	4,165	315	▲125	40 m³	3,496	▲354	▲669	3,850	0	354

課題解決に向けた改定案【(3)使用料単価 編】



1. 改定案①-3（水量区分ごとの単価を均等に改定）

【条件3】基本水量：R4年度 統一
認定水量：R4年度 統一

I 下水道使用料表（1か月分） ※「R7」「R10」のそれぞれの数値は、あくまで参考値です。 単位：円（税抜）

種別	水 量	現 行		改 定 案 ①-3								
				R4（基本水量 統一）			R7			R10（使用料 統一）		
		東丹	西条	西条	東丹との 差額	R3との 差額	西条	東丹との 差額	R4との 差額	西条	東丹との 差額	R7との 差額
一般	0 ～ 5m ³	基本800	基本320	基本693	▲107	53	基本746	▲54	53	基本800	0	54
	6 ～ 10m ³		64									
	11 ～ 20m ³	90	68	75	▲15	7	82	▲8	7	90	0	8
	21 ～ 30m ³	100	73	82	▲18	9	91	▲9	9	100	0	9
	31 ～ 50m ³	115	78	90	▲25	12	102	▲13	12	115	0	13
	51 ～ 100m ³	135	85	102	▲33	17	119	▲16	17	135	0	16
	101m ³ ～	155	91	112	▲43	21	133	▲22	21	155	0	22
湯屋	0 ～ 5m ³	基本800	320	基本693	▲107	53	基本746	▲54	53	基本800	0	54
	6 ～ 10m ³		64									
	11 ～ 20m ³	90	68	75	▲15	7	82	▲8	7	90	0	8
	21 ～ 30m ³	100	73	82	▲18	9	91	▲9	9	100	0	9
	31m ³ ～	30	27	28	▲2	1	29	▲1	1	30	0	1

課題解決に向けた改定案【(3)使用料単価 編】



1. 改定案①-3（水量区分ごとの単価を均等に改定）

【条件3】基本水量：R4年度 統一
 認定水量：R4年度 統一

※「R7」「R10」のそれぞれの数値は、あくまで参考値です。

Ⅱ 認定水量表（改定案①-3 下水道使用料表により算出）

単位：円（税抜）

世帯 人員	現 行				改 定 案 ①-3									
	東丹		西条		R4（認定水量 統一）				R7			R10（使用料 統一）		
	認定 水量	使用料	認定 水量	使用料	認定 水量	使用料	東丹と の差額	R3との 差額	使用料	東丹と の差額	R4との 差額	使用料	東丹と の差額	R7との 差額
1人	8 m ³	800	10 m ³	640	8 m ³	693	▲107	53	746	▲54	53	800	0	54
2人	16 m ³	1,340	20 m ³	1,320	16 m ³	1,143	▲197	▲177	1,238	▲102	95	1,340	0	102
3人	24 m ³	2,100	30 m ³	2,050	24 m ³	1,771	▲329	▲279	1,930	▲170	159	2,100	0	170
4人	28 m ³	2,500	37 m ³	2,596	28 m ³	2,099	▲401	▲497	2,294	▲206	195	2,500	0	206
5人	32 m ³	2,930	44 m ³	3,142	32 m ³	2,443	▲487	▲699	2,680	▲250	237	2,930	0	250
6人	36 m ³	3,390	51 m ³	3,695	36 m ³	2,803	▲587	▲892	3,088	▲302	285	3,390	0	302
7人	40 m ³	3,850	58 m ³	4,290	40 m ³	3,163	▲687	▲1,127	3,496	▲354	333	3,850	0	354

課題解決に向けた改定案【(3)使用料単価 編】



西条市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



1. 改定案①の分析結果(水量区分ごとの単価を均等に改定)

Ⅲ 改定案ごとのシミュレーション結果

※「R7」「R10」のそれぞれの数値は、あくまで参考値です。

区 分	改定案	R2		R4		R7		R10	
		西条	全体	西条	全体	西条	全体	西条	全体
平均改定率 ※使用料収入合計の増減を表したもの(認定水量分は含まない)	①-1			12.25%	9.42%	10.91%	8.61%	11.57%	9.32%
	①-2			13.48%	10.37%	10.92%	8.64%	10.35%	8.36%
	①-3			13.48%	10.37%	10.92%	8.64%	10.35%	8.36%
収益増減率 ※使用料収入合計の増減を表したもの(認定水量分を含む)	①-1			12.25%	9.42%	10.91%	8.61%	▲2.62%	▲2.11%
	①-2			6.70%	5.16%	3.07%	2.40%	10.23%	8.04%
	①-3			▲0.76%	▲0.58%	10.81%	8.31%	10.23%	8.04%
使用料単価	①-1	69.5円	75.5円	78.1円	82.2円	86.7円	89.3円	98.1円	98.9円
	①-2	69.5円	75.5円	79.7円	83.7円	89.0円	91.5円	98.1円	98.9円
	①-3	69.5円	75.5円	80.3円	84.5円	89.0円	91.5円	98.1円	98.9円
経費回収率	①-1		48.7 %		53.4 %		57.9 %		56.7 %
	①-2		48.7 %		51.3 %		52.5 %		56.7 %
	①-3		48.7 %		48.5 %		52.5 %		56.7 %

課題解決に向けた改定案【(3)使用料単価 編】



西条市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



2. 改定案②-1(水量区分ごとの使用料改定率を均等に改定)

【条件 1】基本水量：R10年度 統一
認定水量：R10年度 統一

I 下水道使用料表（1 か月分） ※「R7」「R10」のそれぞれの数値は、あくまで参考値です。 単位：円（税抜）

種別	水 量	現 行		改 定 案 ②-1								
				R4			R7			R10（基本水量 統一）		
		東丹	西条	西条	東丹との 差額	R3との 差額	西条	東丹との 差額	R4との 差額	西条	東丹との 差額	R7との 差額
一般	0 ～ 5m ³	基本800	基本320	基本345	▲110	25	基本372	▲58	27	基本800	0	58
	6 ～ 10m ³		64	69		5	74		5			
	11 ～ 20m ³	90	68	75	▲15	7	82	▲8	7	90	0	8
	21 ～ 30m ³	100	73	81	▲19	8	90	▲10	9	100	0	10
	31 ～ 50m ³	115	78	89	▲26	11	101	▲14	12	115	0	14
	51 ～ 100m ³	135	85	99	▲36	14	116	▲19	17	135	0	19
	101m ³ ～	155	91	109	▲46	18	130	▲25	21	155	0	25
湯屋	0 ～ 5m ³	基本800	320	基本345	▲108	25	基本372	▲58	27	基本800	0	58
	6 ～ 10m ³		64	69		5	74		5			
	11 ～ 20m ³	90	68	75	▲15	7	82	▲8	7	90	0	8
	21 ～ 30m ³	100	73	81	▲18	8	90	▲10	9	100	0	10
	31m ³ ～	30	27	28	▲2	1	29	▲1	1	30	0	1

課題解決に向けた改定案【(3)使用料単価 編】



西条市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

2. 改定案②-1 (水量区分ごとの使用料改定率を均等に改定)

【条件 1】 基本水量：R10年度 統一
 認定水量：R10年度 統一

※「R7」「R10」のそれぞれの数値は、あくまで参考値です。

Ⅱ 認定水量表 (改定案②-1 下水道使用料表により算出)

単位：円 (税抜)

世帯 人員	現 行				改 定 案 ②-1									
	東丹		西条		R4			R7			R10 (認定水量 統一)			
	認定 水量	使用料	認定 水量	使用料	西条	東丹と の差額	R3との 差額	西条	東丹と の差額	R4との 差額	認定 水量	西条	東丹と の差額	R7との 差額
1人	8 m³	800	10 m³	640	690	▲110	50	742	▲58	52	8 m³	800	0	58
2人	16 m³	1,340	20 m³	1,320	1,440	100	120	1,562	222	122	16 m³	1,340	0	▲222
3人	24 m³	2,100	30 m³	2,050	2,250	150	200	2,462	362	212	24 m³	2,100	0	▲362
4人	28 m³	2,500	37 m³	2,596	2,873	373	277	3,169	669	296	28 m³	2,500	0	▲669
5人	32 m³	2,930	44 m³	3,142	3,496	566	354	3,876	946	380	32 m³	2,930	0	▲946
6人	36 m³	3,390	51 m³	3,695	4,129	739	434	4,593	1,208	469	36 m³	3,390	0	▲1,208
7人	40 m³	3,850	58 m³	4,290	4,822	972	532	5,410	1,560	588	40 m³	3,850	0	▲1,560

課題解決に向けた改定案【(3)使用料単価 編】



2. 改定案②-2(水量区分ごとの使用料改定率を均等に改定)

【条件2】基本水量：R4年度 統一
 認定水量：段階+R7年度統一

I 下水道使用料表（1か月分） ※「R7」「R10」のそれぞれの数値は、あくまで参考値です。 単位：円（税抜）

種別	水 量	現 行		改 定 案 ②-2								
				R4（基本水量 統一）			R7			R10（使用料 統一）		
		東丹	西条	西条	東丹との 差額	R3との 差額	西条	東丹との 差額	R4との 差額	西条	東丹との 差額	R7との 差額
一般	0 ～ 5m ³	基本800	基本320	基本689	▲111	49	基本742	▲58	53	基本800	0	58
	6 ～ 10m ³		64									
	11 ～ 20m ³	90	68	75	▲15	7	82	▲8	7	90	0	8
	21 ～ 30m ³	100	73	81	▲19	8	90	▲10	9	100	0	10
	31 ～ 50m ³	115	78	89	▲26	11	101	▲14	12	115	0	14
	51 ～ 100m ³	135	85	99	▲36	14	116	▲19	17	135	0	19
	101m ³ ～	155	91	109	▲46	18	130	▲25	21	155	0	25
湯屋	0 ～ 5m ³	基本800	320	基本689	▲111	49	基本742	▲58	53	基本800	0	58
	6 ～ 10m ³		64									
	11 ～ 20m ³	90	68	75	▲15	7	82	▲8	7	90	0	8
	21 ～ 30m ³	100	73	81	▲19	8	90	▲10	9	100	0	10
	31m ³ ～	30	27	28	▲2	1	29	▲1	1	30	0	1

課題解決に向けた改定案【(3)使用料単価 編】



2. 改定案②-2(水量区分ごとの使用料改定率を均等に改定)

【条件2】基本水量：R4年度 統一

認定水量：段階＋R7年度統一

※「R7」「R10」のそれぞれの数値は、あくまで参考値です。

Ⅱ 認定水量表（改定案②-2 下水道使用料表により算出）

単位：円（税抜）

世帯人員	現 行				改 定 案 ②-2										
	東丹		西条		R4 (1～3人：9m³、4人～：6m³)				R7（認定水量 統一） (1～3人：8m³、4人～：4m³)				R10（使用料 統一）		
	認定水量	使用料	認定水量	使用料	認定水量	西条	東丹との差額	R3との差額	認定水量	西条	東丹との差額	R4との差額	西条	東丹との差額	R7との差額
1人	8 m³	800	10 m³	640	9 m³	689	▲111	49	8 m³	742	▲58	53	800	0	58
2人	16 m³	1,340	20 m³	1,320	18 m³	1,289	▲51	▲31	16 m³	1,234	▲106	▲55	1,340	0	106
3人	24 m³	2,100	30 m³	2,050	27 m³	2,006	▲94	▲44	24 m³	1,922	▲178	▲84	2,100	0	178
4人	28 m³	2,500	37 m³	2,596	33 m³	2,516	16	▲80	28 m³	2,282	▲218	▲234	2,500	0	218
5人	32 m³	2,930	44 m³	3,142	39 m³	3,050	120	▲92	32 m³	2,664	▲266	▲386	2,930	0	266
6人	36 m³	3,390	51 m³	3,695	45 m³	3,584	194	▲111	36 m³	3,068	▲322	▲516	3,390	0	322
7人	40 m³	3,850	58 m³	4,290	51 m³	4,128	278	▲162	40 m³	3,472	▲378	▲656	3,850	0	378

課題解決に向けた改定案【(3)使用料単価 編】



2. 改定案②-3(水量区分ごとの使用料改定率を均等に改定)

【条件3】基本水量：R4年度 統一
 認定水量：R4年度 統一

I 下水道使用料表（1か月分） ※「R7」「R10」のそれぞれの数値は、あくまで参考値です。 単位：円（税抜）

種別	水 量	現 行		改 定 案 ②-3								
				R4（基本水量 統一）			R7			R10（使用料 統一）		
		東丹	西条	西条	東丹との 差額	R3との 差額	西条	東丹との 差額	R4との 差額	西条	東丹との 差額	R7との 差額
一般	0 ～ 5m ³	基本800	基本320	基本689	▲111	49	基本742	▲58	53	基本800	0	58
	6 ～ 10m ³		64									
	11 ～ 20m ³	90	68	75	▲15	7	82	▲8	7	90	0	8
	21 ～ 30m ³	100	73	81	▲19	8	90	▲10	9	100	0	10
	31 ～ 50m ³	115	78	89	▲26	11	101	▲14	12	115	0	14
	51 ～ 100m ³	135	85	99	▲36	14	116	▲19	17	135	0	19
	101m ³ ～	155	91	109	▲46	18	130	▲25	21	155	0	25
湯屋	0 ～ 5m ³	基本800	320	基本689	▲111	49	基本742	▲58	53	基本800	0	58
	6 ～ 10m ³		64									
	11 ～ 20m ³	90	68	75	▲15	7	82	▲8	7	90	0	8
	21 ～ 30m ³	100	73	81	▲19	8	90	▲10	9	100	0	10
	31m ³ ～	30	27	28	▲2	1	29	▲1	1	30	0	1

課題解決に向けた改定案【(3)使用料単価 編】



西条市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



2. 改定案②-3(水量区分ごとの使用料改定率を均等に改定)

【条件3】基本水量：R4年度 統一

認定水量：R4年度 統一

※「R7」「R10」のそれぞれの数値は、あくまで参考値です。

Ⅱ 認定水量表（改定案②-3 下水道使用料表により算出）

単位：円（税抜）

世帯 人員	現 行				改 定 案 ②-3									
	東丹		西条		R4（認定水量 統一）				R7			R10（使用料 統一）		
	認定 水量	使用料	認定 水量	使用料	認定 水量	使用料	東丹と の差額	R3との 差額	使用料	東丹と の差額	R4との 差額	使用料	東丹と の差額	R7との 差額
1人	8 m ³	800	10 m ³	640	8 m ³	689	▲111	49	742	▲58	53	800	0	58
2人	16 m ³	1,340	20 m ³	1,320	16 m ³	1,139	▲201	▲181	1,234	▲106	95	1,340	0	106
3人	24 m ³	2,100	30 m ³	2,050	24 m ³	1,763	▲337	▲287	1,922	▲178	159	2,100	0	178
4人	28 m ³	2,500	37 m ³	2,596	28 m ³	2,087	▲413	▲509	2,282	▲218	195	2,500	0	218
5人	32 m ³	2,930	44 m ³	3,142	32 m ³	2,427	▲503	▲715	2,664	▲266	237	2,930	0	266
6人	36 m ³	3,390	51 m ³	3,695	36 m ³	2,783	▲607	▲912	3,068	▲322	285	3,390	0	322
7人	40 m ³	3,850	58 m ³	4,290	40 m ³	3,139	▲711	▲1,151	3,472	▲378	333	3,850	0	378

課題解決に向けた改定案【(3)使用料単価 編】



西条市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



2. 改定案②の分析結果(水量区分ごとの使用料改定率を均等に改定)

Ⅲ 改定案ごとのシミュレーション結果

※「R7」「R10」のそれぞれの数値は、あくまで参考値です。

区 分	改定案	R2		R4		R7		R10	
		西条	全体	西条	全体	西条	全体	西条	全体
平均改定率 ※使用料収入合計の増減を表したもの(認定水量分は含まない)	②-1			11.26 %	8.67 %	11.01 %	8.67 %	12.45 %	10.02 %
	②-2			12.38 %	9.53 %	11.02 %	8.70 %	11.32 %	9.13 %
	②-3			12.38 %	9.53 %	11.02 %	8.70 %	11.32 %	9.13 %
収益増減率 ※使用料収入合計の増減を表したもの(認定水量分を含む)	②-1			11.26 %	8.67 %	11.01 %	8.67 %	▲1.85 %	▲1.49 %
	②-2			5.66 %	4.36 %	3.16 %	2.46 %	11.21 %	8.80 %
	②-3			▲1.73 %	▲1.33 %	10.92 %	8.37 %	11.21 %	8.80 %
使用料単価	②-1	69.5 円	75.5 円	77.5 円	81.6 円	86.0 円	88.7 円	98.1 円	98.9 円
	②-2	69.5 円	75.5 円	78.9 円	83.0 円	88.2 円	90.9 円	98.1 円	98.9 円
	②-3	69.5 円	75.5 円	73.4 円	78.5 円	88.2 円	90.9 円	98.1 円	98.9 円
経費回収率	②-1		48.7 %		53.0 %		57.6 %		56.7 %
	②-2		48.7 %		50.9 %		52.1 %		56.7 %
	②-3		48.7 %		48.1 %		52.1 %		56.7 %

課題解決に向けた改定案【(3)使用料単価 編】



西条市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



3. 改定案③-1 (収益の減少を避けるため使用料単価を調整)

【条件 1】 基本水量：R10年度 統一

認定水量：R10年度 統一

I 下水道使用料表（1 か月分） ※「R7」「R10」のそれぞれの数値は、あくまで参考値です。 単位：円（税抜）

種別	水 量	現 行		改 定 案 ③-1								
				R4			R7			R10（基本水量 統一）		
		東丹	西条	西条	東丹との 差額	R3との 差額	西条	東丹との 差額	R4との 差額	西条	東丹との 差額	R7との 差額
一般	0 ～ 5m ³	基本800	基本320	基本338	▲122	18	基本357	▲78	19	基本800	0	78
	6 ～ 10m ³		64	68		4	73		5			
	11 ～ 20m ³	90	68	74	▲16	6	80	▲10	6	90	0	10
	21 ～ 30m ³	100	73	80	▲20	7	87	▲13	7	100	0	13
	31 ～ 50m ³	115	78	88	▲27	10	99	▲16	11	115	0	16
	51 ～ 100m ³	135	85	99	▲36	14	116	▲19	17	135	0	19
	101m ³ ～	155	91	109	▲46	18	130	▲25	21	155	0	25
湯屋	0 ～ 5m ³	基本800	320	基本338	▲122	18	基本357	▲78	19	基本800	0	78
	6 ～ 10m ³		64	68		4	73		5			
	11 ～ 20m ³	90	68	74	▲16	6	80	▲10	6	90	0	10
	21 ～ 30m ³	100	73	80	▲20	7	87	▲13	7	100	0	13
	31m ³ ～	30	27	28	▲2	1	29	▲1	1	30	0	1

課題解決に向けた改定案【(3)使用料単価 編】



西条市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



3. 改定案③-1 (収益の減少を避けるため使用料単価を調整)

【条件 1】 基本水量：R10年度 統一

認定水量：R10年度 統一

※「R7」「R10」のそれぞれの数値は、あくまで参考値です。

Ⅱ 認定水量表（改定案③-1 下水道使用料表により算出）

単位：円（税抜）

世帯 人員	現 行				改 定 案 ③-1									
	東丹		西条		R4			R7			R10（認定水量 統一）			
	認定 水量	使用料	認定 水量	使用料	西条	東丹と の差額	R3との 差額	西条	東丹と の差額	R4との 差額	認定 水量	西条	東丹と の差額	R7との 差額
1人	8 m ³	800	10 m ³	640	678	▲122	38	722	▲78	44	8 m ³	800	0	78
2人	16 m ³	1,340	20 m ³	1,320	1,418	78	98	1,522	182	104	16 m ³	1,340	0	▲182
3人	24 m ³	2,100	30 m ³	2,050	2,218	118	168	2,392	292	174	24 m ³	2,100	0	▲292
4人	28 m ³	2,500	37 m ³	2,596	2,834	334	238	3,085	585	251	28 m ³	2,500	0	▲585
5人	32 m ³	2,930	44 m ³	3,142	3,450	520	308	3,778	848	328	32 m ³	2,930	0	▲848
6人	36 m ³	3,390	51 m ³	3,695	4,077	687	382	4,488	1,098	411	36 m ³	3,390	0	▲1,098
7人	40 m ³	3,850	58 m ³	4,290	4,770	920	480	5,300	1,450	530	40 m ³	3,850	0	▲1,450

課題解決に向けた改定案【(3)使用料単価 編】



西条市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



3. 改定案③-2 (収益の減少を避けるため使用料単価を調整)

【条件 2】 基本水量：R4年度 統一

認定水量：段階＋R7年度 統一

改定案なし

※ 改定案①-2 および改定案②-2 において、
収益の減少が見られないことから、使用料単価を調整する必要がない。

課題解決に向けた改定案【(3)使用料単価 編】



西条市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



3. 改定案③-3(収益の減少を避けるため使用料単価を調整)

【条件 3】 基本水量：R4年度 統一
 認定水量：R4年度 統一

I 下水道使用料表（1 か月分） ※「R7」「R10」のそれぞれの数値は、あくまで参考値です。 単位：円（税抜）

種別	水 量	現 行		改 定 案 ③-3								
				R4（基本水量 統一）			R7			R10（使用料 統一）		
		東丹	西条	西条	東丹との 差額	R3との 差額	西条	東丹との 差額	R4との 差額	西条	東丹との 差額	R7との 差額
一般	0 ～ 5m ³	基本800	基本320	基本707	▲93	67	基本754	▲46	47	基本800	0	46
	6 ～ 10m ³		64									
	11 ～ 20m ³	90	68	76	▲14	8	83	▲7	7	90	0	7
	21 ～ 30m ³	100	73	83	▲17	10	92	▲8	9	100	0	8
	31 ～ 50m ³	115	78	91	▲24	13	103	▲12	12	115	0	12
	51 ～ 100m ³	135	85	101	▲34	16	118	▲17	17	135	0	17
	101m ³ ～	155	91	111	▲44	20	133	▲22	22	155	0	22
湯屋	0 ～ 5m ³	基本800	320	基本707	▲93	67	基本754	▲46	47	基本800	0	46
	6 ～ 10m ³		64									
	11 ～ 20m ³	90	68	76	▲14	8	83	▲7	7	90	0	7
	21 ～ 30m ³	100	73	83	▲17	10	92	▲8	9	100	0	8
	31m ³ ～	30	27	28	▲2	1	29	▲1	1	30	0	1

課題解決に向けた改定案【(3)使用料単価 編】



西条市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



3. 改定案③-3(収益の減少を避けるため使用料単価を調整)

【条件3】基本水量：R4年度 統一

認定水量：R4年度 統一

※「R7」「R10」のそれぞれの数値は、あくまで参考値です。

II 認定水量表（改定案③-3 下水道使用料表により算出）

単位：円（税抜）

世帯 人員	現 行				改 定 案 ③-3									
	東丹		西条		R4（認定水量 統一）				R7			R10（使用料 統一）		
	認定 水量	使用料	認定 水量	使用料	認定 水量	使用料	東丹と の差額	R3との 差額	使用料	東丹と の差額	R4との 差額	使用料	東丹と の差額	R7との 差額
1人	8 m ³	800	10 m ³	640	8 m ³	707	▲93	67	754	▲46	47	800	0	46
2人	16 m ³	1,340	20 m ³	1,320	16 m ³	1,163	▲177	▲157	1,252	▲88	89	1,340	0	88
3人	24 m ³	2,100	30 m ³	2,050	24 m ³	1,799	▲301	▲251	1,952	▲148	153	2,100	0	148
4人	28 m ³	2,500	37 m ³	2,596	28 m ³	2,131	▲369	▲465	2,320	▲180	189	2,500	0	180
5人	32 m ³	2,930	44 m ³	3,142	32 m ³	2,479	▲451	▲663	2,710	▲220	231	2,930	0	220
6人	36 m ³	3,390	51 m ³	3,695	36 m ³	2,843	▲547	▲852	3,122	▲268	279	3,390	0	268
7人	40 m ³	3,850	58 m ³	4,290	40 m ³	3,207	▲643	▲1,083	3,534	▲316	327	3,850	0	316

課題解決に向けた改定案【(3)使用料単価 編】



西条市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



3. 改定案③の分析結果 (収益の減少を避けるため使用料単価を調整)

Ⅲ 改定案ごとのシミュレーション結果

※「R7」「R10」のそれぞれの数値は、あくまで参考値です。

区 分	改定案	R2		R4		R7		R10	
		西条	全体	西条	全体	西条	全体	西条	全体
平均改定率 ※使用料収入合計の増減を表したもの（認定水量分は含まない）	③-1			9.95 %	7.66 %	9.96 %	7.83 %	14.88 %	11.93 %
	③-2								
	③-3			14.73 %	11.34 %	10.64 %	8.43 %	9.42 %	7.62 %
収益増減率 ※使用料収入合計の増減を表したもの（認定水量分を含む）	③-1			9.95 %	7.66 %	9.96 %	7.83 %	0.27 %	0.22 %
	③-2								
	③-3			0.33 %	0.26 %	10.51 %	8.09 %	9.34 %	7.35 %
使用料単価	③-1	69.5 円	75.5 円	76.5 円	80.9 円	84.2 円	87.2 円	98.1 円	98.9 円
	③-2								
	③-3	69.5 円	75.5 円	74.9 円	79.8 円	89.8 円	92.1 円	98.1 円	98.9 円
経費回収率	③-1		48.7 %		52.5 %		56.6 %		56.7 %
	③-2								
	③-3		48.7 %		48.9 %		52.8 %		56.7 %

課題解決に向けた改定案【(3)使用料単価 編】

4. R4年度 使用料改定案のまとめ

(1) 総合評価 (評価基準：5点…優、3点…良、1点…可)

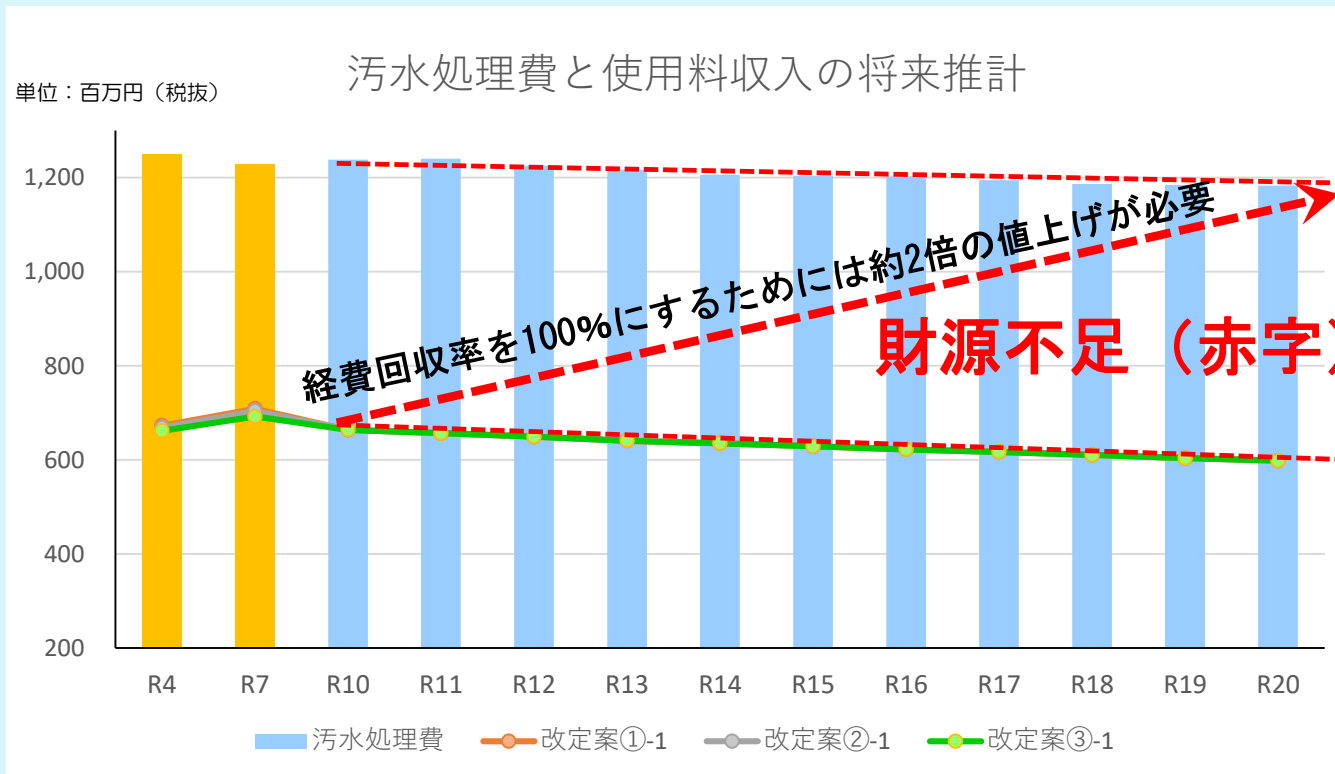
改定案	水量の統一の条件		基本水量・認定水量の早期統一	改定率の平準化 (10%~14%)	R4年度 収益増加の有無	地下水世帯の使用料の逆転	改定による世帯負担度	R4年度経費回収率の改善	総 合
	基本水量	認定水量							
①-1	R10	R10	1	3	5	1	1	5	16
①-2	R 4	段階的	3	3	5	1	3	3	18
①-3	R 4	R 4	5	3	1	5	5	1	20
②-1	R10	R10	1	5	5	1	1	5	18
②-2	R 4	段階的	3	5	5	1	3	3	20
②-3	R 4	R 4	5	5	1	5	5	1	22
③-1	R10	R10	1	1	5	1	1	5	14
③-2	R 4	段階的	—	—	—	—	—	—	—
③-3	R 4	R 4	5	1	5	5	5	3	24

統一後の使用料水準の見直し

1. 下水道使用料の見通しと今後の取組について

汚水処理費：人口減少により若干の減少がみられるものの、約12億円で推移するものと見込まれる

使用料収入：R10年度の統一以降も、人口減少により収入の減少が見込まれる



R10年度の使用料統一後
毎年度 約6億円が財源不足となる見込み

(経費回収率約50%～60%で推移)

独立採算制の原則に基づき、経費回収率100%を目指し、統一後も**使用料の見直しを継続して行う必要がある！**